

審議した主な議案

平成18年度一般会計補正予算(第1回)

平成18年度一般会計補正予算(第1回)は、6月1日の本会議で予算特別委員会に付託し、15日の委員会で審査しました。

補正の主な内容は、中学校の給食調理非常勤嘱託職員報酬、桜町公園花壇整備に要する費用、国の医療制度改革に関する経費などです。

中学校の給食調理については、平成18年9月から中学校2校で給食調理事業が委託されるまでの間の非常勤嘱託職員の報酬に不足が生じるため補正するものです。

また、桜町公園花壇整備については、自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、市民が主体となって市立桜町公園に花壇を整備し、管理す



学校給食調理室

るためのものです。

さらに、国の医療制度改革により、国民健康保険関係に ついては制度が改正され、平成18年8月からの高齢受給者証の発行や資格の確認などに 対応するための電算システム 改修に要する経費。また、同 制度改革により、障害者自立 支援法の施行に伴い、平成18 年10月からの新受給者証発行 に対応するための電算システ ム改修に要するものです。

本会議では、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

賛成討論(要旨)

青木ひかる(みどりの風)

今回の補正予算には、学校の給食の民間委託開始が9月ま で遅れたことの手当として、4月から7月までの小中学校給食調理非常勤職員報酬が計上されている。予算特別委員会の質疑や一般質問を通じて、労使交渉が長引いたため民間委託への移行期間が極めて短く、手続的にも慎重さを欠く状況にあることが明らかに なった。児童の命と健康を預かるものとして、市の姿勢は不誠実であると言わざるを得ず、よって本予算に反対する。

賛成討論(要旨)

遠藤百合子(自由民主党)

中学校2校を9月から民間委託をするために、「給食調理非常勤嘱託職員報酬」の補正が計上されている。市の財政環境は厳しい状況にあり、行政改革の推進、今後更なる学校給食の充実に向けた取

組として意義あるものである。

また、緑化コミュニティ事業として、市民が自らの手で桜町公園に花壇を整備し、緑化を推進する予算が計上されている。良好なみどりの環境 ネットワーク形成が期待できる。よって本議案に賛成する。

反対討論(要旨)

板倉真也(日本共産党)

第一の理由は、中学校2校の学校給食調理業務を、9月から民間委託することを前提に予算が組まれていること。

第二は、4月からスタートした障害者自立支援制度で、負担増となった利用者への助成や、報酬単価の見直しなどで減収となった施設への助成施策がとられていないこと。

第三は、所得格差が拡大しているもつで、市民生活を応援する施策の拡充・新たな施策が組まれていないこと。よって反対する。

賛成討論(要旨)

宮下 誠(公明党)

予算案には、国の医療制度改革に対応するため、システム修正委託料が計上されており、事務の効率化が図られる。また、学校給食関連の経費が計上されている。これは、当初予算には4月からの中学校2校での調理業務の民間委託が計上されていたが、9月へとずれこんだための、やむを得ぬ措置だ。今回の2校実施で年間約一千万円、5校全てで委託されると5千万円の財政効果が見込まれている。是非とも進めてもらいたい。

平成18年度受託水道事業特別会計補正予算(第1回)

今回の補正予算は、主に武蔵小金井駅南口再開発事業に伴うもので、予算総額に9千599万3千円を増額し、10億6千999万3千円とするものです。補正の主な内容としては、武蔵小金井駅南口再開発事業及び道路関連事業に伴う配水管移設・新設工事に要する費用に関するものです。

反対討論(要旨)

渡辺大三(みどりの風)

本件は再開発関連の水道工事予算である。再開発には法的疑義がある。①壁面の位置の制限、②1-3街区の土地単価が1-2街区より20%も割高であること、③都市再生機構が、自己所有地を、権利変換逃れしたことで、④平成16年度再開発予算の前提となる再議、などである。また現在、用地の確保ができておらず、執行見込みの無い予算の強行は、のぞましい駅前整備にとつて有害であると判断し、反対するものである。

反対討論(要旨)

野見山修吉(みどりの風)

本条例の内容は市民税率の一律10%などである。反対する第1の理由は増税で市民の可処分所得を引き下げることである。第2の理由は大金持ち減税は変わらないことである。第3の理由は地方交付税の廃止と連動し、三大都市圏以外の自治体には歳入危機となる。第4の理由は法人税や株の配当にかかる減税は廃止せず、住民税の定率減税の廃止を行うことは著しく均衡を欠き、格差を拡大することになる。よって反対する。

市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

この条例は、地方税法の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、これに伴い、市税賦課徴収条例の一部を改正するもので、主な改正の内容は、

- ① 所得税、個人住民税の地震保険料控除が創設され、支払った地震保険料の2分の1の額を所得控除するもの
- ② 個人住民税所得割の税率を市民税6%、都民税4%、合わせて10%に一律化
- ③ 個人住民税において新た

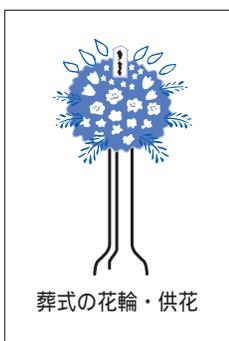
議員の寄附行為禁止についてのお願ひ

議員は、公職選挙法により、選挙区内の人にお金や物を贈ったり、暑中見舞いや年賀状などのあいさつ状(答礼)のための自筆によるものを除く。)を出したりすることが禁止されています。

なお、市民の皆様方との良好な関係を保つていくため、実費負担が必要とされる行事・催しをご案内いただく際には、会費を明示してご通知

贈らない!
求めない!
受け取らない!

冠婚葬祭や地域イベントなど、こんな時、こんな物も、寄附禁止の対象となります。

 お歳暮やお年賀	 入学祝・卒業祝	 病気見舞い	 議員本人以外が代理で出席する場合の結婚祝	 議員本人以外が代理で出席する場合の葬式の香典
 葬式の花輪・供花	 落成式・開店祝の花輪	 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入	 お祭りへの寄附や差入	 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入